

岩見沢市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

岩見沢市

目次

1 岩見沢市パートナーシップ宣誓制度とは	1
2 宣誓をすることができる方	2
3 宣誓手続きの流れ	3
4 宣誓手続きに必要な書類	5
5 受領証の再交付・記載事項の変更・返還	7
6 Q&A（よくある質問）	9

1 岩見沢市パートナーシップ宣誓制度とは

岩見沢市では、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らに誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちを実現することを目的として、「岩見沢市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

このパートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において、経済的、物理的、精神的にお互いを支え協力しあう関係であることを市長に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証明カードを交付するものです。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利などの効果が生じるものではなく、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、市が認めることをきっかけとして、性の多様性への理解の促進や、社会的な偏見や差別が少しでも解消されて、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

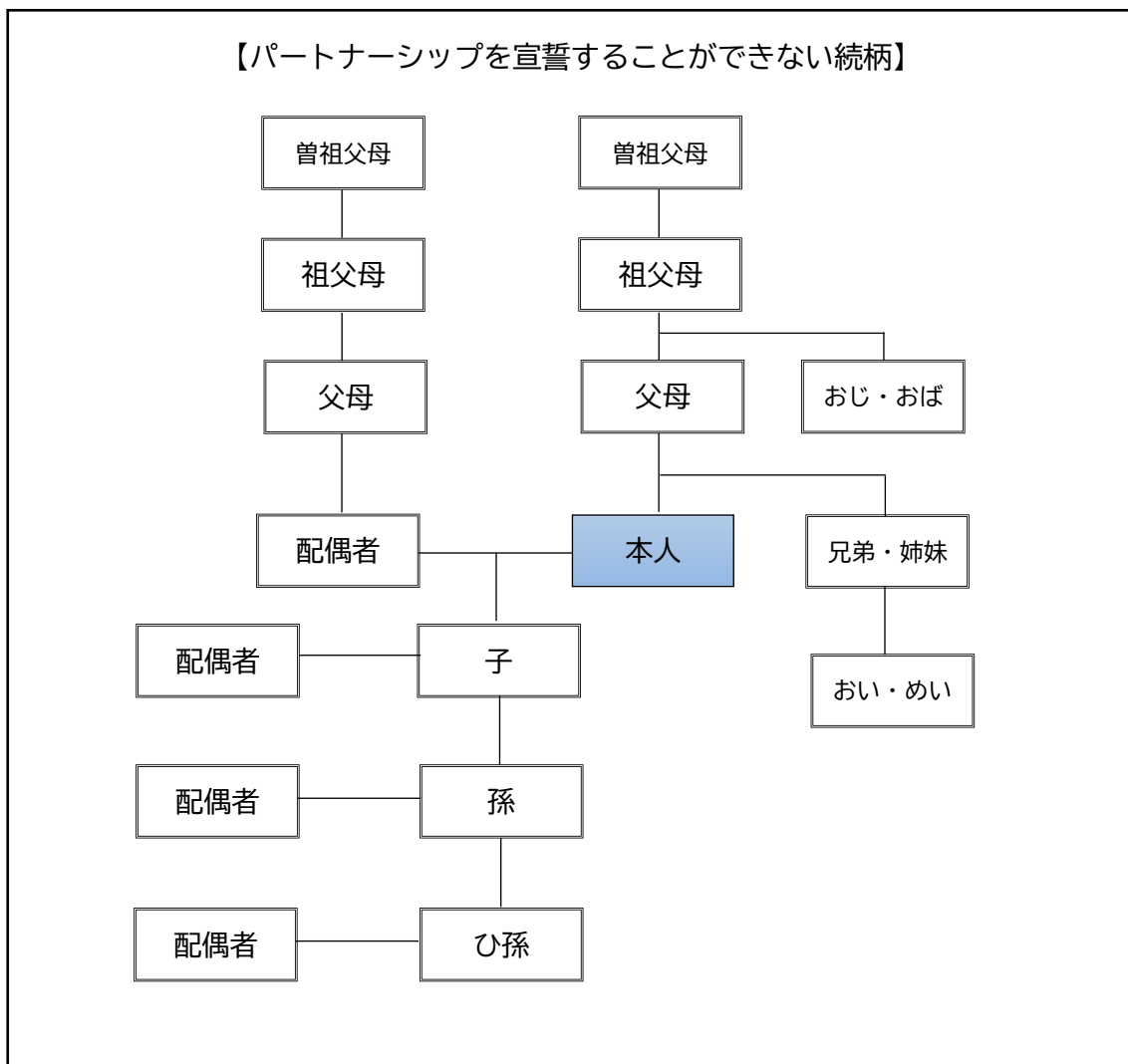
※性的マイノリティ…戸籍上の性別と異なる性自認や典型的とされていない性的指向を持っている方のことをいいます。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は以下のすべての項目を満たしている必要があります。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること（戸籍上の性別は問いません）
- (2) 民法で定める成年に達していること（満18歳以上の方）
- (3) 岩見沢市内に住所がある又は本市への転入を予定していること
- (4) 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと
- (5) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (6) 双方が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと（パートナーシップである方が養子縁組をしている場合を除く）

※下図参照



3 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望する日の7日前まで（土日、祝日、年末年始を除く）に、電話・Eメール、又は専用フォームのいずれかの方法で、宣誓日時の予約をしてください。原則、個室で対応いたします。

【予約先】岩見沢市 市民環境部 市民連携室 男女共同参画担当
(本庁舎2階 21番窓口)

- ・電話 0126-35-4271 (直通)
(受付時間：平日 8時45分～17時30分 年末年始除く)
- ・E-mail danjo@i-hamanasu.jp
- ・専用フォーム (QRコードから移動できます)



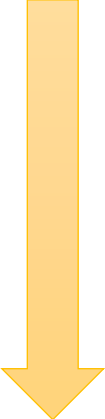
(24時間受付)

【宣誓できる時間】平日 8時45分～17時30分 (年末年始を除く)

- ・予約時には以下の項目をお知らせください
 - ①宣誓希望日・時間帯 (第3希望まで)
 - ②宣誓される方の氏名・住所※通称名で宣誓される場合は通称名を、外国籍の方は国籍をお知らせください。
 - ③代表の方の日中連絡先 (電話番号又はメールアドレス)
- ・メールフォームで事前予約された方には、後日、宣誓日時、必要書類についてご連絡いたします。
- ※宣誓日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

(2) パートナーシップの宣誓当日

- ・予約した日時に本人確認書類と必要な書類等 (5ページ参照) をお持ちの上、必ず宣誓するお二人でお越しください。
- ・必要書類を提出していただき、確認後、市の職員の立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に当たっての確認書兼同意書」に署名し、提出していただきます。
- ・宣誓終了後、受領証等の交付日時の調整を行います。



※交付までには1週間程度かかります。

※書類に不備や不足がある場合は、追加の資料提出や宣誓日を延期させていただきます場合があります。

岩見沢市に転入予定の場合

- ・「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」を後日交付します。
- ・岩見沢市に転入後、14日以内に「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」と「住民票の写し」をご提出ください。書類の確認後、受領証等交付可能日時をお知らせいたします。

(3) パートナーシップ宣誓書受領書等の交付

- ・受領書等の交付には約1週間程度かかります。受領証等交付の予約日時にお越しください。お一人でのお受取りも可能です。本人確認書類にて本人確認後、受領証と受領証明カード、宣誓書の写しを交付いたします。

4 宣誓手続きに必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

①「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

- ・お一人1通ずつ（3か月以内に発行されたものに限る）提出してください。
※お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（記載があると受け取れません）
- ・本籍、続柄の記載は不要です。

【転入予定者の方へ】

- ・上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
（例）・転出証明書の写し
・賃貸借契約書の写し
・物件売買契約書の写し 等
- ・転入後14日以内に、住民票の写し、又は住民票記載事項証明書等を提出してください。

②配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本又は独身証明書等）

- ・お一人1通ずつ（3か月以内に発行されたものに限る）提出してください。
- ・外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

※戸籍抄本・独身証明書は、本籍地の自治体で取得できます。本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することでわかります。本籍地が岩見沢市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体にご確認ください。

③本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

宣誓者それぞれについて、ご提示ください。

1点の提示で足りるもの

- ・本人の顔写真のある公的機関が発行した書類
（例）・マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・旅券（パスポート）
 - ・運転免許証 等

2点以上の提示を必要とするもの

- ・上記の顔写真付きの書類をお持ちでない場合は、健康保険被保険者証、年金証書、介護保険被保険者証など氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行した書類。

④宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合

- ・通称名が住民票で確認できる場合は、住民票で確認いたします。
- ・住民票に記載がない場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。
（例）・社員証、学生証などの身分証明書
 - ・自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致しているもの）
 - ・病院の診察券 他

5 受領証の再交付・記載事項の変更・返還

(1) 受領証等の再交付

紛失・毀損、汚損等により受領証及び受領証明カードの再交付を希望する場合は、下記の必要書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。紛失した場合で、再交付後に見つかった場合は速やかに返還してください。

○必要書類○

- ・本人確認書類（6ページ参照）
- ・交付済みの受領証・受領証明カード（※毀損・汚損の場合）

(2) 記載事項の変更

宣誓書に記入した内容、受領書等の記載に変更があった場合は、下記の必要書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届」を提出してください。

○必要書類○

- ・本人確認書類（6ページ参照）
- ・交付済みの受領証・受領証明カード

【住所を変更する場合】

上記必要種類のほか、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」（5ページ参照）も提出してください。

【戸籍上の氏名を変更する場合】

上記必要種類のほか、「戸籍抄本（3か月以内に発行されたものに限る）」も提出してください。

【通称名を変更する場合】

上記必要書類のほか、「通称名を使用していることが確認できる書類」（6ページ「④宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合」参照）も提出してください。

(3) 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、下記の必要書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。

- ①パートナーシップを解消したとき
- ②一方が死亡したとき
- ③一方又は双方が岩見沢市外に転出したとき

※転勤、親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合は除きます。

- ④その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

○必要書類○

- ・本人確認書類（6ページ参照）
- ・交付済みの受領証・受領証明カード

6 Q&A（よくある質問）

Q1. パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

A1. 結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、お互いが人生のパートナーであることを市に宣誓するもので、岩見沢市が独自に行う制度で、法的な権利・義務は発生しません。

Q2. なぜ岩見沢市はパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A2. 岩見沢市では、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、日常生活や様々な場面で生きづらさを感じている性的マイノリティの方々の困難を少しでも解消したいと考え、導入しました。

Q3. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A3. 宣誓や宣誓書受領証、受領証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類（住民票の写し等）の発行手数料などは自己負担となります。

Q4. 同性パートナーしか宣誓することができませんか？

A4. 一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、戸籍上の性別問わず宣誓できます。

Q5. 事実婚の場合は、パートナーシップ宣誓できますか？

A5. 本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難の緩和を図るための制度ですので、事実婚の方は対象としておりません。

Q 6. 養子縁組をしている場合は、パートナーシップ宣誓できますか？

A 6. パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q 7. 代理人や郵便、Eメールで宣誓書の提出はできますか？

A 7. 宣誓の手続きは、お二人で来庁いただき、市職員の立会いもと、宣誓書にお二人の直筆で記入していただきますので、代理人による宣誓、郵便やEメールでの提出はできません。ただし、病気等の理由により、お二人での来庁が難しい場合は、事前にご相談ください。

Q 8. 宣誓書等に自ら記入することができない場合は、代筆してもらえますか？

A 8. 宣誓するお二人と市職員の立会いのもとで、他の一方のパートナー又は第三者が代筆することができます。ただし、第三者が代筆する場合は、その方の身分証など本人確認書類の提示が必要となります。

Q 9. 市内で同居していないと宣誓できないですか？

A 9. 岩見沢市内に居住（転入予定を含む）していれば、同居していなくても宣誓することができます。

Q 10. 外国籍の場合は宣誓できないですか？

A 10. 外国籍の方も、「2 宣誓をすることができる方」（2ページ参照）の要件を満たしていれば宣誓することができます。その場合、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。なお、パートナーシップの宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q 1 1. 通称名を使用できますか？

A 1 1. 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓することができます。その際には確認書に戸籍上の氏名を記載していただきます。また、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（6ページ「④宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合」参照）も提出してください。

Q 1 2. 宣誓はどこで行いますか？

A 1 2. 岩見沢市役所本庁舎で行います。各支所・サービスセンターではできません。

Q 1 3. 宣誓にあたりプライバシーは守られますか？

A 1 3. プライバシーに配慮して、個室対応します。また、提出された書類や個人情報等については、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q 1 4. 受領証等に有効期限はありますか？

A 1 4. 有効期限はありません。

Q 1 5. 受領証等は再交付してもらえますか？

A 1 5. 紛失や汚してしまった場合、又は記載事項の変更により再交付希望の場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出していただければ再交付します。紛失以外の場合は、受領証と受領証明カードを添付してください。（7ページ「5 受領証の再交付・記載事項の変更・返還」参照）

Q 1 6. 受領証等の受取、再交付・記載事項の変更・返還の手続きの際も、必ず二人で行かなければいけませんか？

A 1 6. 受領証等の受取、再交付・記載事項の変更・返還の手続きについては、一人でいらっしゃっても行うことができます。ただし、パートナーシップ解消のために、受領書等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

Q 17. 市外に転出する時に手続きは必要ですか？

A 17. お二人又はどちらかお一人が岩見沢市外に転出する場合（転勤、親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合は除く）は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。また、受領証と受領証明カードも添付してください。

岩見沢市パートナーシップ制度利用の手引き

令和5年〇月発行

市民環境部 市民連携室 男女共同参画担当

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL：0126-35-4271 FAX：0126-23-9977

（受付時間：平日8時45分～17時30分 年末年始除く）

E-mail：danjo@i-hamanasu.jp